

サービス体系における給付費は義務的経費とする

自立支援給付（一本化）

居宅生活
支援給付

特別な支援の上乗せ給付（行動障害・特別な医療行為等）

個別支援計画

基本的に支援度と給付費はリンクしない

障害者支援施設（入所型）
★ ★
日中活動と一本化
（短期入所及び日中一時支援も可能）

自立生活移行型 *2
グループホーム ●ケアホーム・福祉ホーム等を統合 *1
（短期入所も可能）

障害者支援施設（通所型）
★ ★
（短期入所・日中一時支援も可能）
●生活介護
●就労継続B型
●自立訓練
●就労移行と統合

福祉工場
（就労継続A型）

小規模活動支援施設（20名未満）
居宅支援
（行動援護・移動支援等含む）

事業ごとにサービス費月額を設定

地域活動支援センター
相談支援

個人ニーズによる利用